

議案第二百二十五号

港区職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(港区職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 港区職員の退職手当に関する条例(昭和三十二年港区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「区規則」の下に「その他の規程」を加え、「以下同じ。」が十八日」を「」の数(以下「勤務日数」という。)が十八日(一箇月間の日数(港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年港区条例第一号。以下「勤務時間条例」という。)第十八条第一項の規定その他の規程による週休日等(勤務時間条例第四条及び第五条の規定による週休日、勤務時間条例第十条及び第十一条の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条第一項の規定により指定された代休日という。以下同じ。)に相当する日は、算入しない。)

が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該二十日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）」に改める。

第三条第二項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が十八日」を「が職員みなし日数」に改め、同条第三項中「十八日」を「職員みなし日数」に改める。

第十条第四項中「第一号から第七号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のおつた月を除き、第八号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における」を削り、「のおつた月を除く」を「（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第十八条第一項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日を含む。）のおつた月を除く」に改め、同項第八号中「育児短時間勤務等」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。第十一条第四項において同じ。）」を加え、同項第九号とし、同項第七号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の下に「（平成三年法律第百十号）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中

「以下」を「第十一条第四項において」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。第

十一条第四項において同じ。）の期間

第十一条第二項及び第十三条第二項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

（港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項を改め、同項第八号を改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号を改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定を次のように改める。

第十条第四項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

フルタイム会計年度任用職員等に係る退職手当の支給要件を緩和するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。